知的障害者送迎中の行方不明溺死事故で有罪判決

- 懲役1年10カ月の判決-

■送迎車降車時に突然走り出して行方不明に

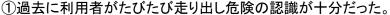
2022年12月、当時13歳の知的障害者のあるYさんは、いつもの通り送迎車で放課後等デイサービスに到着しました。車から降りて職員と一緒に施設に入るところで、Yさんは突然走り出しました。送迎車から入り口までわずか4メートルほどでした。職員はYさんを見失い、その後川のそばで脱ぎ捨てられたYさんのジャンパーが発見され、警察などが捜索したところ一週間後に川で遺体で発見されました。

「支援計画書」には、「送迎車の乗り降り時に急な飛び出しが以前あった。送迎時、事故やケガがないよう腕をしっかり持つ」と書いてありました。また、これらの送迎時の事故を防ぐために、家族と施設は「送迎の際には2人の職員で対応する」と決めていましたが、職員1人の送迎が常態化していました。この事故で運転していた職員は業務上過失致死罪で、懲役1年10カ月(執行猶予4年)の判決を言い渡されました。

介護福祉施設は送迎業務安全管理者を置くべき

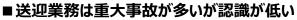
■なぜ厳しい判決が下りたのか?

デイサービスの送迎車の降車後に突然走り出してしまう事故を、防ぐことが実際に可能なのでしょうか?不可抗力性が高い事故であれば、過失と認定されることはありませんが、本事件の判決で厳しい刑事罰となったのは次の理由からです。



- ②支援計画には詳細に事故回避の方法が記述されていたのに守られなかった。
- ③職員2名で送迎業務にあたると約束していたのに1人送迎だった。

危険の認識が十分でその回避方法を約束していながら、履行されなかったことが厳しい判決につながったのです。特に支援計画は契約書と同等の効力があり、尚更なのです。



施設内で提供されるサービスに伴う介護事故に対しては、運営基準でも詳細な規定があり、どの施設でも熱心に取り組んでいます。ところが、送迎にかかわる業務は、重大事故がたくさん発生しているにもかかわらず、介護福祉施設のリスクに対する認識はあまり高くないのが現状です。送迎は介護業務では無く付随業務であると考えるからかもしれません。しかし、送迎事故の訴訟では厳しい判決が出ているため、経営者管理者は認識を改めなければなりません。

【送迎重大事故の刑事訴訟判決】

- ・上尾市の知的障害者施設「利用者を降ろし忘れ熱中症で死亡」禁固1年(猶予3年)
- ・さいたま市の介護施設「アクセルを踏み間違え2人死亡」:懲役3年6カ月の実刑
- ・佐賀市のデイサービス「居眠り運転で正面衝突2人死亡1:禁固3年(猶予5年)

■送迎業務の安全管理は専門知識が必要

降ろし忘れ事故、高齢者の健康起因事故なども含め、本事例のような悲惨な送迎業務の重大事故はなぜ繰り返されるのでしょうか?それは、経営者・管理者にリスクの重大性の認識が欠けていることと同時に、送迎業務のリスクは多彩で安全管理には専門知識が必要になるからです。道路交通法の知識はもちろんのこと、高齢運転手の健康起因事故対策、ヒューマンエラー事故の防止対策など、多岐に亘る知識が必要なのです。管理者に専門知識の研修を行うと共に、法人本部に「送迎業務安全管理者」を配置するなどの対策を取らなければ根本的な解決には至りません。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 マーケット開発部市場開発室

担当 森田・山口

TEL 050-3462-6444

担当課·支社 代理店

